官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項の規定に基づく登録施設利用促進機関の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があった件（文部科学四三）　二
〔その他告示〕
○シハヌークビル港新コンテナターミナルにおける税関機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務八五）　二
○第三次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同八六）　二
○モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同八七）　二
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁四）　二
○保安林の指定をする件（農林水産三一六～三二二）　二
○保安林の指定を解除する件（同三二三、三二四）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同三二五～三二八）　三
○肥料を登録した件（同三二九、三三〇）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（国土交通三四七、三四八）　五
○高速自動車国道に関する件（同三四九）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（防衛六三）　七
○道路に関する件（東北地方整備局三〇～三二）　七
○都市計画に関する件（四国地方整備局一二）　七
○道路に関する件（九州地方整備局二六、二七）　八
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　八
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　八
〔皇室事項〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配四一）　九
日本国に帰化を許可する件（同四二）　九
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

法規的告示

○文部科学省告示第四十三号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第二項の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和八年三月十日

文部科学大臣　松本　洋平

一　登録番号　第〇〇三号

二　登録施設利用促進機関の名称　一般財団法人高度情報科学技術研究機構

三　変更事項

変更事項	変更後	変更年月日
利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人高度情報科学技術研究機構神戸事務所 兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目五番二号	令和七年十二月十五日

その他告示

○外務省告示第八十五号

令和八年一月十二日にプノンペンで、シハヌークビル港新コンテナターミナルにおける税関機能強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年三月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　シハヌークビル港新コンテナターミナルにおける税関機能強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十一億四千二百万円

3　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

○外務省告示第八十六号

令和八年一月十二日にプノンペンで、第三次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年三月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　第三次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十七億円

3　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

○外務省告示第八十七号

令和八年一月十四日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

令和八年三月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　令和十年一月三十一日

4　署名者

日　本　側　井川原賢在モンゴル大使

モンゴル側　ボルド・ジャブフラン大蔵大臣

○文化庁告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
杉本の貞観スギ	昭和十九年文部省告示第千十号	豊田市（愛知県）

○農林水産省告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市土山町黒滝字桃ケ坂六〇〇の八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢七二五三の二七六、七二五三の二九五から七二五三の二九七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市寺島字山口二一六四、字堂ノ下二三七三・二三七四・二三七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七八の二・二四七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七三、二三七四、二三七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口二一六四（次の図に示す部分に限る。）、字堂ノ下二三七三・二三七四・二三七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七八の二、二四七一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字小川内一〇九三の一・一〇九三の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　水源の涵養(かん)

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町余戸字熊アミ七一六の一、七一七の一、字南和田七七八、七九八の一、字山櫻谷一〇五七の一、一〇五八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町飯戸字寺床九〇〇、九〇一の一、九〇二の一、九〇三、九〇四の一、九〇五、字上ミ大谷九五九から九六一まで、九六三から九六五まで

二　指定の目的　水源の涵養(かん)

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町土師百井字西藥谷四六〇、四六一、字藥谷四六二の二、四六二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県東かがわ市水主四〇六五の五、四〇六六の六、四〇六六の七、四〇六六の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第三百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市赤坂町大字赤坂字スベリ石七二九一の一〇・七二九一の一八・七二九一の一九・七二九三の一・七二九三の三(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町高瀬字牛尾四一九、四二〇、四二二、二四七五、二四七六、二四八七から二四九一まで、字古屋ケ市三〇七八、三〇七九、幡多郡大月町柏島字綱代山六八七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　高知県室戸市吉良川町字地極谷乙一九二、乙四七四四、乙四七四五の一、乙四七四五の二、室戸岬町字東大谷ヨリ東六八八三の一、六八八五、安芸郡東洋町野根字コヲジン谷上甲一〇〇八の一〇、字シチヱジ甲九八三の一から甲九八三の三まで、甲九八三の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに室戸市役所及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県四万十市西土佐藤ノ川字丸ノ山九〇二の二、九〇二の五〇、九〇二の八七、九〇二の八八、九〇二の一一一、口鴨川字松カサコ二五八〇の一から一五八〇の三まで、竹島字天神山三六九の一、鍋島字名本山三八二五の一、三八二六の一、土佐清水市布字長サコ山二八四一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐としてを伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡仁淀川町高瀬字堂ノ前四〇四二の二から四〇四二の四まで・四〇四三の一・四〇四三の二・四〇四四・四〇六一から四〇六三まで（以上九筆国有林）、四〇四二の一、高岡郡越知町南ノ川字ヒソガサコ四四一の一、四四一の二、四四二の二、四四二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐としてを伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年一月二十六日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109937号	混合りん酸肥料	粒状けい酸入り混合りん酸肥料NEXT	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第109968号	液状肥料	神協液肥10―５―０	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１
生第109969号	汚泥肥料	モロコンの実	東和エネルギーソリューション株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目384番地
生第109970号	汚泥肥料	BNK―013	株式会社微生物農法研究所	静岡県静岡市葵区北沼上380番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109914号	被覆窒素肥料	くみあい40被覆尿素JコートS140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第109929号	家庭園芸用複合肥料	APNL液肥A１	株式会社グリーンテクノ２１	佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久1539番地１
生第109930号	家庭園芸用複合肥料	APNL液肥H１	株式会社グリーンテクノ２１	佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久1539番地１
生第109931号	化成肥料	特D有機入り化成８号	中和アグリ株式会社	奈良県御所市大字柳原184番地
生第109934号	液状肥料	カリウム液肥	株式会社リーフ	茨城県つくば市若栗500番地
生第109935号	液状肥料	腐植酸液状肥料D１号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第109946号	化成肥料	高度トモエ化成肥料600号S	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第109947号	化成肥料	くみあい尿素入り複合塩加燐安460	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109965号	液状肥料	カネカ液状肥料２号	株式会社カネカ	大阪府大阪市北区中之島二丁目３番18号
生第109966号	化成肥料	有機入り化成H―23―１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
生第109967号	液状肥料	タマカ６－４－４	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第109973号	化成肥料	苦土ほう素尿素入り化成肥料080KN	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第109927号	魚かす粉末	魚かすM	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第109936号	化成肥料	化成３―53	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第109963号	副産肥料	エキタンエキスBW	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町７番８号
輸第109964号	副産肥料	エキタンエキスBL	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町７番８号
輸第109971号	化成肥料	化成肥料42―０―４	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109972号	化成肥料	CG―PK化成３―53	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109974号	被覆複合肥料	被覆複合11―０―44	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第三百三十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年二月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109954号	汚泥肥料	雨竜汚泥肥料	雨竜町	北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109948号	配合肥料	DMPP入り305号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第109949号	配合肥料	DMPP入りS595号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第109950号	配合肥料	DMPP入りC018号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第109951号	混合窒素肥料	DMPP入り混合窒素肥料15号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第109952号	混合堆肥複合肥料	未来微量要素・堆肥入り複合888号	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109955号	化成肥料	高度化成U440	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第109958号	混合苦土肥料	プレシジョンGE	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109959号	化成肥料	カスタムプレミアム	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第109960号	液状肥料	VITAミネラルアップ	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
生第109975号	化成肥料	苦土・ほう素・有機入り園芸化成268	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３
生第109991号	鉱さいけい酸質肥料	粒状けい酸鉄パワー	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番８号
生第109992号	鉱さいけい酸質肥料	昭和粒状けい酸鉄パワー	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町10番１号
生第109994号	液状肥料	オスカル	晃栄化学工業株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目７番34号
生第109995号	鉱さいけい酸質肥料	粒状珪酸苦土石灰	有限会社マルイ	富山県高岡市六家1209番地
生第109996号	鉱さいけい酸質肥料	砂状珪酸苦土石灰	有限会社マルイ	富山県高岡市六家1209番地
輸第109953号	家庭園芸用複合肥料	GROTEK MONSTER GROW PRO	株式会社キャンバス	北海道札幌市中央区南十四条西七丁目３番27号
輸第109957号	化成肥料	B024	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109979号	化成肥料	AS有機入り６－６－６	朝日物産株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14番２号
輸第109993号	魚かす粉末	魚かす粉末79号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
輸第109998号	化成肥料	化成肥料Y８－８－８	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109999号	化成肥料	化成肥料Y14―14―14	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第110000号	配合肥料	有機入り配合肥料245	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第110001号	熔成りん肥	熔燐３号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第110002号	化成肥料	化成肥料16―16―16H	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第110003号	液状肥料	ATHENA FADE	株式会社マルワトレーディング	静岡県静岡市葵区春日三丁目６番12号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第三百四十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月十三日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5083号	電子海図情報表示装置	ＦＭＤ―3200	古野電気株式会社	ソフトウェアの変更
第5084号	〃	ＦＭＤ―3300	〃	〃
第5274号	〃	ＦＭＤ―3100	〃	〃
第5810号	〃	ＦＭＤ―3005	〃	〃

○国土交通省告示第三百四十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月十三日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5328号	航海用レーダー	ＦＡＲ―3220―20ＣＦ	古野電気株式会社	ソフトウェアの変更
第5329号	〃	ＦＡＲ―3230Ｓ―36ＣＦ	〃	〃
第5330号	〃	ＦＡＲ―3320―24ＣＦ	〃	〃
第5331号	〃	ＦＡＲ―3330Ｓ―36ＣＦ	〃	〃
第5332号	〃	ＦＡＲ―3330Ｓ―ＳＳＤ―36ＣＦ	〃	〃
第5524号	〃	ＦＡＲ―3320Ｗ―24ＣＦ	〃	〃

第5573号	〃	ＦＡＲ―2218―12ＣＦ	〃	〃
第5574号	〃	ＦＡＲ―2218―20ＣＦ	〃	〃
第5575号	〃	ＦＡＲ―2218―24ＣＦ	〃	〃
第5576号	〃	ＦＡＲ―2228―20ＣＦ	〃	〃
第5577号	〃	ＦＡＲ―2228―24ＣＦ	〃	〃
第5578号	〃	ＦＡＲ―2238Ｓ―36ＣＦ	〃	〃
第5579号	〃	ＦＡＲ―2238Ｓ―ＮＸＴ―36ＣＦ	〃	〃
第5580号	〃	ＦＡＲ―2328―20ＣＦ	〃	〃
第5581号	〃	ＦＡＲ―2328―24ＣＦ	〃	〃
第5582号	〃	ＦＡＲ―2328Ｗ―20ＣＦ	〃	〃
第5583号	〃	ＦＡＲ―2328Ｗ―24ＣＦ	〃	〃
第5584号	〃	ＦＡＲ―2338Ｓ―36ＣＦ	〃	〃
第5585号	〃	ＦＡＲ―2338Ｓ―ＮＸＴ―36ＣＦ	〃	〃
第5586号	〃	ＦＡＲ―2338ＳＷ―36ＣＦ	〃	〃
第5671号	〃	ＦＡＲ―2258―24ＡＦ	〃	〃
第5672号	〃	ＦＡＲ―2358―24ＡＦ	〃	〃
第5710号	〃	ＦＡＲ―2228―ＮＸＴ―12ＣＦ	〃	〃
第5711号	〃	ＦＡＲ―2228―ＮＸＴ―20ＣＦ	〃	〃
第5712号	〃	ＦＡＲ―2228―ＮＸＴ―24ＣＦ	〃	〃
第5713号	〃	ＦＡＲ―2328―ＮＸＴ―20ＣＦ	〃	〃
第5714号	〃	ＦＡＲ―2328―ＮＸＴ―24ＣＦ	〃	〃
第5715号	〃	ＦＡＲ―3220―ＮＸＴ―20ＣＦ	〃	〃
第5716号	〃	ＦＡＲ―3220―ＮＸＴ―24ＣＦ	〃	〃
第5717号	〃	ＦＡＲ―3320―ＮＸＴ―20ＣＦ	〃	〃
第5718号	〃	ＦＡＲ―3320―ＮＸＴ―24ＣＦ	〃	〃
第5791号	〃	ＦＡＲ―2018―ＭＡＲＫ－２－12ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5792号	〃	ＦＡＲ―2018―ＭＡＲＫ－２－20ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5793号	〃	ＦＡＲ―2028―ＭＡＲＫ－２－20ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5794号	〃	ＦＡＲ―2028―ＭＡＲＫ－２－24ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5795号	〃	ＦＡＲ―2028―ＭＡＲＫ－２－20ＡＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5796号	〃	ＦＡＲ―2028―ＭＡＲＫ－２－24ＡＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5797号	〃	ＦＡＲ―3025―20ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5798号	〃	ＦＡＲ―3025―24ＡＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5799号	〃	ＦＡＲ―3035Ｓ―36ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5800号	〃	ＦＡＲ―3035Ｓ―36ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5801号	〃	ＦＡＲ―3025―ＮＸＴ―20ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5802号	〃	ＦＡＲ―3025―ＮＸＴ―24ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5803号	〃	ＦＡＲ―3025―ＮＸＴ―20ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5804号	〃	ＦＡＲ―3025―ＮＸＴ―24ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5805号	〃	ＦＡＲ―3035Ｓ―ＮＸＴ―36ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃

○国土交通省告示第三百四十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	川郡田山字市勝安利積ケ町岡牛二庭字社場谷地三六番一から同市三穂田町三番まで	令和八年三月十一日〇時

○防衛省告示第六十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年三月六日次のとおり決定された。

令和八年三月十日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	八戸市	国有	土地：約七四四、〇〇〇平方メートル 建物：約二三、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年三月九日から同月十九日まで 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇六二	仙台駐屯地	仙台市	国有	建物：約五一〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：年約六週間 陸上自衛隊仙台駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	四十五号
三　指定する道路の部分	
区間	敷地の幅員
宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草木沢五七番一まで	三八・三一～一四六・五二メートル 〇・四二九キロメートル

四　指定する期日　令和八年三月十日

○東北地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長　西村　拓

一	道路の種類	一般国道
二	路線名	四十五号
三	道路の区域	
	区間	変更前 後別　敷地の幅員
	宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草木沢五七番一まで	前　四五・一五～二三七・六九メートル 後　四五・一五～二四六・一二　〇〇・四二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長　西村　拓

一　路線名	四十五号
二　供用開始の区間	図面縦覧場所
宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草木沢五七番一まで	東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所

○四国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称	香川県
二　都市計画事業の種類及び名称	令和三年四国地方整備局告示第八号観音寺都市計画道路事業三・五・二十号杵田川右岸線
三　事業施行期間	自令和三年三月九日至令和十一年三月三十一日
四　事業地	
収用の部分	変更なし
使用の部分	なし

○九州地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	二百二十五号
(三)	道路の区域	
	区間	変更前 後別　敷地の幅員
	枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで	前　一四・四〇～二三・八六メートル 後　一四・四〇～三六・四六　〇〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	二百二十五号
供用開始の区間	図面縦覧場所
枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十日

国会事項

衆議院

議案提出
三月六日内閣から提出した議案は次のとおりである。
防災庁設置法案
防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案
環境省設置法の一部を改正する法律案
防衛省設置法等の一部を改正する法律案

答弁書受領
三月六日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員緒方林太郎提出施政方針演説等における幾つかの点に関する質問に対する答弁書

報告書受領
三月六日内閣から次の報告書を受領した。
令和七年度第三・四半期における予算使用の状況
令和七年度第三・四半期における国庫の状況

参議院

議案受領（予備審査）
三月六日内閣から次の議案が送付された。
防災庁設置法案（閣法第一三号）
防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一四号）
経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）
環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

質問主意書提出
三月六日議員から次の質問主意書が提出された。
島嶼地域における国民保護と国防政策の併存に起因する制度的課題に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六号）
提出が遅れた令和八年度予算の年度内成立を求めることと三権分立との関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七号）
社会保障国民会議の法的根拠及び議事録等の保存に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第八号）

答弁書受領
三月六日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ提出点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問に対する答弁書（第一号）
参議院議員石垣のりこ提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問に対する答弁書（第二号）
参議院議員石垣のりこ提出関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問に対する答弁書（第三号）

報告書受領
三月六日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。
また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　　城内　実
経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　　城内　実
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上三月五日）
　衆議院議員　　松島みどり
チリ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる
期間は令和八年三月二十五日までとする（三月六日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
　工藤　正
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所佐倉支部勤務を命ずる
千葉地方裁判所佐倉支部長を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所佐倉支部勤務を命ずる
千葉家庭裁判所佐倉支部長を命ずる
佐倉簡易裁判所判事に補する
佐倉簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（三月五日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事柴崎哲夫は三月四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、新年に際し、次の元首と御祝電を交換された。
　カメルーン大統領閣下

御祝電及び御答電
新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。
エジプト大統領閣下
マダガスカル再建大統領閣下
パナマ大統領閣下
カメルーン大統領閣下
コートジボワール大統領閣下

官庁事項

近畿地方整備局公示
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百七十五号
(三) 占用を制限する区域　西脇市寺内字天神五一六番一から同市黒田庄町大門字北谷四〇五番七まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	二百二十五号
㈢	占用を制限する区域	枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年三月十一日
㈦	図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
	備考	

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月10日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年２月４日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　勝又金属工業株式会社　勝又　祐人　青森県青森市大字高田字日野58－１　国土交通大臣許可（般－03）第24199号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年２月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３号
福井県敦賀市若葉町３丁目1258番地
清算株式会社　株式会社田中善建設
代表清算人　田中　良一
１　決定年月日　令和８年２月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（ヒ）第５号
岡山県備前市日生町日生639番地の34
清算株式会社　株式会社ＫＩＳ
代表清算人　春本　新二
１　決定年月日　令和８年２月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第９号
埼玉県深谷市岡部1866番地１
清算株式会社　株式会社ＴＫＤ
清算人　髙田美三雄
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第２０８５号
東京都江東区三好２丁目15番９号
清算株式会社　株式会社長寿の森
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１１号
埼玉県飯能市大字芦苅場320番地
清算株式会社　飯能管理株式会社
代表清算人　大平　洋一
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権並びに解散日（令和７年２月17日）の翌日以後の利息債権・遅延損害金請求権等の付随する債権の全額につき、その債務を免除する。
３　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記２記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対して、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する（１円未満の端数は切り捨てる）。弁済は、各協定債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する（振込手数料は清算株式会社の負担とする）。この場合、前記２に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
４　共益的債権及び優先債権の取り扱い
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
以上
さいたま地方裁判所川越支部
別紙
（単位：円）

債権者名	協定債権額
株式会社埼玉りそな銀行	1,775,068,290
飯能信用金庫	529,602,477
ゆきぐに信用組合	64,449,681
農林中央金庫	34,207,811
アビリオ債権回収株式会社	6,961,073
株式会社足利銀行	16,665,908
株式会社東京スター銀行	402,152,238
株式会社山梨中央銀行	17,290,378
埼玉県信用保証協会	76,798,992
株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）	1,488,273,245
株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）	6,312,826
大平洋一	29,142,382
株式会社将軍まいたけジャパン	5,000,000
債権総額	4,451,925,301

※解散日（令和７年２月17日）現在の元本及び利息・遅延損害金

令和７年（ヒ）第２１０４号
東京都葛飾区水元３丁目14番15号
清算株式会社　株式会社八潮管財
代表清算人　岡田　優真
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　協定債権
本協定において、「協定債権」とは、清算株式会社に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（元本及びこれに対する利息損害金）をいう。
２　協定債権者ら
本協定において、「協定債権者ら」とは、協定債権を有する債権者らをいう。
第２　免除
協定債権者らは、本協定にかかる認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対し、協定債権のすべてを免除する。
第３　新たに財産が発見された場合の弁済
１　弁済
上記第２の免除の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者らに対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権の額に応じ按分して弁済する。
２　免除の効力の遡及的消滅
前項の場合においては、協定債権者らが上記第２の規定により行った債務免除は、前項に基づく弁済の額の限度で効力を失う。

第４　細則
１　弁済の場所
本協定第３に基づく弁済を行う場合、当該弁済は、協定債権者らの指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　弁済額の計算
本協定第３に基づく弁済を行う場合、各協定債権者に対する弁済額は、１円未満を切り捨て計算する。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２１号

愛知県高浜市田戸町２丁目２番地44
清算株式会社　三州野安株式会社
代表清算人　野口　安則
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１月以内に、協定債権者株式会社日本政策金融公庫に対し、弁済原資である金3,584,995円を支払う。
２　前項に基づく弁済は、協定債権者株式会社日本政策金融公庫の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
３　協定債権者碧海信用金庫及び清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定したときをもって、協定債権者碧海信用金庫が清算株式会社に対して有する貸金債権と、清算株式会社が協定債権者碧海信用金庫に対して有する出資金返還請求債権とを対当額で相殺することを合意する。
４　清算株式会社は、第２項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額（但し、前項に基づき相殺される部分を除く。）の免除を受ける。
５　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、協定債権者株式会社日本政策金融公庫に対し、必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
６　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

名古屋地方裁判所岡崎支部

包括的禁止命令

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和８年（再）第１号

東京都文京区本駒込４丁目41番４号
再生債務者　ジュピターコーヒー株式会社
決定の要旨　令和８年２月13日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和８年２月25日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙・丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙・丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、各法人の社員総会の承認決議は令和七年七月二十五日に終了しております。

なお、この合併については令和八年二月十七日付で埼玉県の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

埼玉県戸田市本町一丁目一九番三号

（甲）医療法人社団東光会

理事長　中村　毅

埼玉県新座市東北一丁目七番二号

（乙）医療法人社団武蔵野会

理事長　中村　毅

東京都西東京市田無町四丁目二四番一五号

（丙）医療法人社団時正会

理事長　横川　秀男

静岡県熱海市昭和町二〇番二〇号

（丁）医療法人社団伊豆七海会

理事長　横川　秀男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議及び総社員の同意は令和八年二月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://shintomikousan.web.fc2.com

令和八年三月十日

千葉県柏市新富町二丁目五番二三号

（甲）新富恒産株式会社

代表取締役　合田　憲生

千葉県柏市新富町二丁目五番二三号

（乙）合同会社佐柳屋

代表社員　合田　憲生

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和八年二月二十四日付けで東京都の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月十日

東京都足立区柳原一丁目二七番五号

（甲）医療法人財団健和会

理事長　露木　静夫

東京都港区新橋五丁目二六番五号

（乙）医療法人財団南葛勤医協

理事長　藤井　正實

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号赤坂インターシティ五階Ｆｏｒｖｉｓ・Ｍａｚａｒｓ・Ｊａｐａｎ株式会社内

ＶＩＲＹＡ１０００合同会社

代表社員

ヴィリア・エナジー・ソリューションズ・ピーティーイー・リミテッド

職務執行者　大浦　徹也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都府中市緑町一丁目一〇番地の一三

合同会社ＲＥＳＥＸＩＡ

代表社員　板垣　雄貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十六日であり、組織変更後の商号はＧＯＬＤＥＮ　ＤＲＡＧＯＮ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都渋谷区神山町二四番八―一〇〇二号

スカイコート渋谷神山町

合同会社ＧＯＬＤＥＮ　ＤＲＡＧＯＮ

代表社員　金元　龍輝

組織変更公告

当社は、令和八年四月二十日をもって株式会社ブルーオーシャン・パートナーズに組織変更をいたします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都港区芝浦一丁目六番四一―二二二四号
合同会社ブルーオーシャン・パートナーズ
代表社員　菅原　拓也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号日宝恵比寿ビル四〇三　ｍｉｚｚｌｅ合同会社
代表社員　島内　英哲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ
ＵＣｏｎｎｅｃｔ合同会社
代表社員　小池　優菜

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号日宝恵比寿ビル四〇三　ｍｉｚｚｌｅ合同会社
代表社員　島内　英哲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

静岡県田方郡函南町平井一七三三番地四五一
ことのはな合同会社
代表社員　平野　智子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

愛知県津島市愛宕町八丁目一三番地三
合資会社津島プリント社
代表社員　澤野　正弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

奈良市柏木町三五五番地の四
すまいるＹＵＩ合同会社
代表社員　見山真里子

組織変更公告

当農事組合法人は、令和八年三月一日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月十日

山口県山口市阿東徳佐上一三七九番地二
農事組合法人ふなひら
理事　梅地　茂美

組織変更公告

当法人は、令和八年三月八日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月十日

山口県柳井市伊陸一〇〇七番地
農事組合法人おおさこ
代表理事　藤迫　隆司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

香川県高松市香川町大野三九四番地二
合同会社Ｓｌｅｅｐｅｒ
代表社員　坂東　亮平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

佐賀県三養基郡みやき町大字寄人一五一七番地一一
昭和自動車合同会社
代表社員　ミード・ミッチェル・ルーク

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
カロンホールディングス株式会社
代表取締役　枚山　幸功

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し五〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都文京区本郷一丁目二八番三六―五〇三号
合同会社Leaners Bikini
代表社員　杉山　亜希

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億三千九百六十四万五千二百六十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　九十一頁（号外第四十一号）

令和八年三月十日

京都市中京区西ノ京北壺井町八五番地
株式会社山三ホールディングス
代表取締役　村田　章代

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十九日を払込期日とする募集株式の発行により、資本金の額が五千五百二十七万五千円、資本準備金の額が五千五百二十七万五千円増加することを条件として、資本金の額を五千五百二十七万五千円、資本準備金の額を五千五百二十七万五千円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.evixar.com/

令和八年三月十日

東京都中央区新川一丁目一七番二二号
エヴィクサー株式会社
代表取締役　瀧川　淳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日を基準日と定め、同日午前八時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年三月十日

横浜市中区翁町一丁目四番一号
株式会社アルテジェネシス
代表取締役　吉村　栄義

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十日

宮城県気仙沼市岩月千岩田三〇〇番地二
株式会社オサベフーズ
代表取締役　北村　梅治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番五号
株式会社ヤエス
代表取締役　大島　伸夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十日

横浜市中区翁町一丁目四番一号

株式会社アルテジェネシス

代表取締役　吉村　栄義

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十日

横浜市中区山下町二七九番一

横浜航空貨物ターミナル株式会社

代表清算人　中野　克紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十日

三重県四日市市高角町二九九七番地

東海物産株式会社

代表取締役　青木　貴行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十日

大阪市北区豊崎三丁目九番七号

ハクスイテック株式会社

代表取締役　泉　豊禄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十日

島根県松江市宍道町佐々布七一〇番地

島根米穀株式会社

代表取締役　山東　稔正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である川口太が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

千葉県浦安市弁天一丁目二二番三五号

ＭＡＩＮＭＡＲＫ　ＧＲＯＵＮＤ　ＥＮＧＩＮＥＥＲＩＮＧ　ＪＡＰＡＮ　ＰＴＹ　ＬＴＤ

日本における代表者　川口　太

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である川口太が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都江戸川区西葛西五丁目二番三号

ＭＡＩＮＭＡＲＫ　ＧＲＯＵＮＤ　ＥＮＧＩＮＥＥＲＩＮＧ　ＪＡＰＡＮ　ＰＴＹ　ＬＴＤ

日本における代表者　川口　太

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるホーナン・リチャード・アダム及び野村明恵が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月十日

神奈川県川崎市幸区柳町六九番地プラウド川崎柳町一一〇二

ＡＣＰ　ＪＰ　Ｇｒｏｕｐ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　野村　明恵

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資八億五千万口を消却して四十一億八千八百九十万九千二百九十九口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年四月十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年三月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

Ｇａｌａｘｙ特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十八日付官報の号外第八十八号六十七頁に掲載されています。

令和八年三月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＮ特定目的会社

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第一回）

当組合は、令和八年一月二十日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当組合の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

富山県小矢部市赤倉九六

いなば農業協同組合

確定給付企業年金清算人　畑　秀和

訂正公告

令和八年二月十三日（号外第三十一号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑦の掲載者住所、商号又は名称及び氏名「大阪府大阪市東住吉区東田辺二丁目13番13号　王子住宅株式会社　代表取締役　戸坂喜徳」とあるは、「大阪府大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市長　横山英幸」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十日

扱　店

取消公告

令和八年二月二十六日（号外第三十九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）は取消します。

令和八年三月十日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号住友不動産飯田橋ビル五階

（甲）株式会社ハッカズーク

代表取締役　鈴木　仁志

東京都文京区後楽二丁目三番二一号住友不動産飯田橋ビル五階

（乙）株式会社レイン

代表取締役　芦川　由香

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一〇二一		終りから二	尚需	尚儒

令和八年二月二日官庁報告欄法務省告示配第十三号（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件）（原稿誤り）